

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ヤマダ電機テックランド岡山新福店

所在地 岡山市新福一丁目一六三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 オリックス・アルファ株式会社

住所 東京都港区芝三丁目二二ー八

代表者の氏名 代表取締役 坂本 修二

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇ー一一

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十月三十日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千三百六十平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 三百六十九台

(2) 駐輪場の収容台数 九十九台

(3) 荷さばき施設の面積 二百十二平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 五十六・二五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで（ただし、一部については午前九時三十分から午後九時三十分まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十年二月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 平成二十年三月十一日から平成二十年三月三十一日まで 岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課

2 平成二十年四月一日から平成二十年七月十一日まで 岡山市経済局産業課

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次により意見書を提出することができる。

- 1 平成二十年三月十一日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年七月十一日まで 岡山市長に提出すること。